

毎週一回発行月曜日木曜日 定価(消費税別)一箇年 一六、〇〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第十号

平成十四年

二月二十二日

日曜日

目次

監査委員

監査の結果に関する報告の公表……………一

監査委員

山梨県監査委員告示第五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第四項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成十四年二月二十二日

山梨県監査委員

小林 三	早川 正	白倉 政	同	同
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同

富士工業技術センター	平成14年 1月21日
産業技術短期大学校	平成14年 1月11日
都留高等技術専門学校	平成13年11月27日
峡南高等技術専門学校	”
婦人労働開発センター	平成14年 1月21日
教育委員会	
福利給与課（小・中学校の給与認定）	平成13年12月 4日
峡中教育事務所	平成13年12月 4日
峡東教育事務所（旧東山梨教育事務所）	平成13年11月19日
（旧東八代教育事務所）	平成13年11月27日
峡南教育事務所（旧西八代教育事務所）	平成13年11月19日
（旧南巨摩教育事務所）	平成13年11月29日
峡北教育事務所（旧北巨摩教育事務所）	平成13年11月19日
富士北麓・東部教育事務所	
（旧南都留教育事務所）	平成13年11月28日
（旧北都留教育事務所）	平成13年11月19日

2 監査対象期間

平成12年度

3 監査の方法

監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

4 監査結果処理区分

監査結果は次のとおり区分した。

(1) 指摘事項

法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの

(2) 文書指導事項

指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの

(3) 口頭注意事項

不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

5 監査結果

財務に関する事務及び工事の執行全般については、一部改善を要する事項が認められたが、それ以外については、おおむね適正に処理されていた。

監査の結果、指摘事項、文書指導事項、口頭注意事項とした区分毎の集計は次表のとおりである。

区分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	その他	合計
指摘 (件)									0
指導 (件)	11	7	14	5	1	21	1		60
注意 (件)	7	4	16	5	2				34
合計	18	11	30	10	3	21	1	0	94

6 監査結果の概要

不適切な事務処理として、公表すべき指摘事項はなかったが、文書指導、口頭注意を行った主なものは、次のとおりである。

(1) 収入に関する事項

- ① 手数料、使用料の調定事務に不備があり改善を要するもの
- ② 収入未収金の回収及び債権管理に改善を要するもの
- ③ 行政財産の使用許可に伴う必要経費の徴収に不備があり改善を要するもの

(2) 支出に関する事項

- ① 過年度の雑部金の処理に不備があり改善を要するもの
- ② 資金前渡に係る事務処理に不備があり改善を要するもの
- ③ 支出科目が不適切であり改善を要するもの

(3) 給与に関する事項

- ① 旅費の算定に誤りがあり改善を要するもの
- ② 住居手当の算定に誤りがあり改善を要するもの
- ③ 通勤手当の算定に誤りがあり改善を要するもの
- ④ 時間外勤務手当の算定に誤りがあり改善を要するもの

(4) 契約に関する事項

- ① 契約書の作成手続きに不備があり改善を要するもの
- ② 予定価格調書の作成に不備があり改善を要するもの
- ③ 随意契約で見積書の取扱いに不備があり改善を要するもの

(5) 工事に関する事項

- ① 工事契約の見積合わせの手続きに不備があり改善を要するもの

(6) 財産管理に関する事項

- ① 取得用地に未登記があり改善を要するもの

(7) 物品管理に関する事項

- ① 備品原簿と現品が一致しないなど物品管理で改善を要するもの
- ② 原材料等の期末たな卸しの処理に不備があり改善を要するもの